

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○特定農業用ため池の指定 (農業基盤課)	1
○特定農業用ため池の指定の解除 ()	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○令和3年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4
その他	
○地方公務員等共済組合法による令和2年度決算の要旨 (市町村振興課)	4

規 則

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第45号

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土地基本条例施行規則（平成14年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第16号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第17号様式中「㊤」を削り、同様式備考を次のように改める。

- 備考
- 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
 - 2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければ

ならない。

- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第546号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11417216886 藤吹山(全和掲248) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	南国市高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター

高知県告示第547号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池として次のとおり指定した。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 特定農業用ため池の名称及び所在地
次のとおりとする。
- 2 指定年月日
令和3年6月17日
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第548号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の解除をした特定農業用ため池の名称及び所在地

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

次のとおりとする。

- 2 指定の解除年月日
令和3年6月17日
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年7月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 弘瀬高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市円行寺字梶谷 1327番16から 高知市円行寺字梶谷 1327番19まで	前	8.6 }	63
	後	13.6 }	63

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、令和3年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免

除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として省令第42条の2に規定する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時

令和3年9月12日(日)午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書類の写し

エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)2枚(受験申請書及び写真票に貼り付けること。)

(2) 受験申請書類の提出期間

令和3年7月26日(月)から同年8月6日(金)まで

なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和3年8月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料

3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。)

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票

受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

令和3年10月1日(金)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

(1) 受験申請書(写真票を含む。以下同じ。)は、高知県立

高知高等技術学校において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外)を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。

(3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和3年9月7日(火)から同月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

令和3年9月13日(月)から同月15日までの3日間

(4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号Lビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和3年8月10日(火)及び11日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

<p>なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和3年8月12日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和3年8月16日(月)から同月18日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p>	<p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第13号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和3年7月9日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 1級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和3年10月27日(水)午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」と</p>	<p>いう。)の交付を受けた者</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 雑踏の整理に関すること。</p> <p>エ 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 雑踏の整理に関すること。</p> <p>イ 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和3年9月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務</p>
---	--	---

<p>に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面</p> <p>(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 エ 雨着(雨天時に使用する。) オ マスク カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要なもの。)</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第14号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 令和3年7月9日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査</p> <p>(2) 審査の実施日及び開始時間 令和3年8月20日(金)午前9時30分</p>	<p>(3) 審査の実施場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員 10人</p> <p>3 審査の対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。))を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p> <p>4 審査の方法 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。 エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>(1) 審査の申請の受付期間 令和3年7月26日(月)から同月30日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 審査申請書等の提出先 ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署 イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署</p> <p>(3) 提出書類等</p>	<p>ア 審査申請書 1通 イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚 エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通</p> <p>(4) 審査申請書等の提出方法 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。</p> <p>7 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。</p> <p>8 審査の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p>----- そ の 他 -----</p> <p>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定により、令和2年度の決算の要旨を公告する。 令和3年7月9日 高知県市町村職員共済組合理事長 板原 啓文</p>
---	---	--

損益計算書の要旨												
経理区分	短期	厚年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	3,247,824	8,425,076	439,817	61,290			126,206	126,953				
特定健康診査等収入								26,145				
損金	3,311,221		439,811					124,312				
組合員保険料		5,352,429							61,794			5,839
経理収入・商品売上												
基礎年金交付金					6,786		9	8	2	803,002		
利息及び配当金												
その他の収入	535,775				53,956		23,798	7,003	59,744	35,327	10,545	4,934
他経理から繰入れ									25,000			
前年度支払準備金	474,459											
前年度繰越長期給付積立金												
計	7,569,279	13,777,505	879,628	61,290	6,786		203,969	284,421	146,500	838,329	10,545	10,773
2,988,334												
役員員給与							71,726	27,584		49,524	4,213	
旅費・事務費							10,156	2,109	751	2,636	809	152
商品仕入									1,086			5,390
飲食材料費									2,590			
委託費・委託管理費							4,808	5,000	16,296	4,088	60	110
支払利息									618	524,565	6,786	384
重会払込金	77,597										136	
前期高齢者納付金	1,464,841											
前期高齢者支学金	1,337,210											
病床転換支援金	6											
老人保健拠出金	43											
退職者給付拠出金												
基礎年金拠出金負担金												
他経理へ繰入れ	23,798							25,000				
その他の支出	1,048,058	13,777,505	879,628	61,290			96,516	236,434	128,637	23,342	3,042	4,512
450,257												
次年度支払準備金												
次年度繰越長期給付積立金												
計	7,390,441	13,777,505	879,628	61,290	6,786		183,206	296,427	149,978	604,075	15,046	10,548
179,135							20,763	△ 1,706	△ 3,478	234,254	△ 4,501	225
差引当期利益金又は当期損失金(△)												

貸借対照表の要旨

貸借対照表の要旨												
経理区分	短期	厚年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
流動資産	1,450,077	834,316	56,040	394	14,319		367,422	385,286	179,309	12,394,525	76,553	95,980
固定資産					608,000		5,915	1,729	1,090,720	67,767,346	773,498	
繰延資産												
資産合計	1,450,077	834,316	56,040	394	622,319		373,337	387,015	1,270,029	80,161,871	850,051	95,980
流動負債	12,584	834,316	56,040	394			8,465	24,172	9,886	75,650,358	86	1,266
固定負債	450,257				622,319		126,986	55,663	109,656	94,046	652,772	49,000
負債合計	462,841	834,316	56,040	394	622,319		135,451	79,835	119,542	75,744,404	652,858	50,266
資本剰余金							647		150,000			
積立金												
利益剰余金又は次損金	987,236						237,239	307,180	1,000,487	4,417,467	197,193	45,714
987,236							237,886	307,180	1,150,487	4,417,467	197,193	45,714
資本合計							373,337	387,015	1,270,029	80,161,871	850,051	95,980
負債・資本合計	1,450,077	834,316	56,040	394	622,319		373,337	387,015	1,270,029	80,161,871	850,051	95,980